

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称)播磨臨海地域道路(第二神明～広畑) 環境影響評価方法書」
についての意見書

令和3年9月1日付水大第1228号により、環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき意見を求められた「(仮称)播磨臨海地域道路(第二神明～広畑) 環境影響評価方法書」について、神戸市環境影響評価等に関する条例第36条第2項において準用する第12条第1項の規定により、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画の詳細について

事業計画及び工事計画の詳細が示されていないことから、より具体的な計画内容を環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)に記載する必要がある。

なお、第二神明道路との接続については、大気質や騒音等に配慮した構造とする必要がある。

(2) 調査地点及び予測地点の設定について

住居や最寄りのインターチェンジの立地状況等を踏まえ、調査地点及び予測地点を適切に設定する必要がある。また、これらの設定理由を準備書において、分かりやすく記載する必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気質、騒音、振動

事業実施区域に含まれる神戸市域はごく一部であるものの、田園環境が広がり、住居も存在する地域であることから、事業実施に伴う大気質、騒音、振動による環境影響を適切に予測・評価する必要がある。

また、予測に用いる将来交通量の推定結果や、推定に用いた前提条件を準備書に分かりやすく記載する必要がある。

(2) 水質

事業実施区域内には、河川やため池が含まれていることから、工事の実施による河川等への水の濁りの影響について、適切に調査・予測・評価を行う必要がある。